

報道関係者 各位

平成 24 年 9 月 25 日

【照会先】

第一部会担当審査総括室

審査官 児嶋 隆司

(直通電話) 03-5403-2169

東洋エージェント不当労働行為再審査事件

(平成 23 年(不再)第 76 号)命令書交付について

中央労働委員会第一部会（部会長 諏訪康雄）は、平成 24 年 9 月 24 日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次の通りです。

【命令のポイント】

～ 会社が団交申入れを正当な理由なく引き延ばしたことや、団交での不誠実な言動および駐車監視員への反組合的な言動は、いずれも不当労働行為に当たるとした事案 ～

組合の団交申入れに対し、会社は「駐車監視員は労働三権が認められていない」とその根拠を示さず主張するなどして団交開催を引き延ばした。組合事務所の貸与など、組合からの要求に応じられない理由についても、団交において具体的な説明や根拠を示したとはいえない。従って、これら会社の対応は不誠実団交又は支配介入に当たる。

また会社は、組合の副執行委員長を団交から排除する発言を繰り返したほか、駐車監視員に対し、組合加入への威嚇的な発言をしたり、組合活動を非難する文書に記名押印を求めたりした。さらに、組合への不信感や嫌悪感を抱かせる文書を駐車監視員に送付した。これはいずれも、組合の弱体化を意図し又は組合活動を阻害するもので、不当労働行為に当たる。

I 当事者

- 再審査申立人 株式会社東洋エージェント（「会社」）（大阪市中央区）
従業員約 300 名（平成 23 年 5 月現在）
- 再審査被申立人 管理職ユニオン・関西（「組合」）（大阪市北区）
組合員約 320 名（平成 23 年 5 月現在）

II 事案の概要

- 本件は、(1)会社が、組合の団交申入れに対し、駐車監視員はみなし公務員にあたり、労働三権は認められないとして団交を拒否し、その後も候補日時を連絡せず、団交開催を引き延ばしたこと、(2)会社が、団交において、①組合事務所の貸与及び組合掲示板の設置、②基本日給の引上げ、③職務手当の査定基準と評価制度の開示等について、組合が求める具体的な説明や根拠証拠の提示をしなかったこと、(3)A社長らが、待機所において労働組合を非難する文書を配付し、一部を読み上げるなどして、駐車監視員に組合加入しないよう威嚇する発言を行ったこと、(4)会社が、駐車監視員に対し、C 統括責任者を発起人とする統括名要望書及び匿名要望書への記名押印を求めたこと、(5)会社の B 常務が、組合との交渉経過に係る文書を 5 件にわたり全ての待機所にファクシミリで送付したことがそれぞれ不当労働行為であるとして、組合が大阪府労働委員会（「大阪府労委」）に救済申立てを行った事件である。
- 大阪府労委は、上記(1)は労組法第 7 条第 2 号に、(2)のうち①及び②は同条第 2 号及び第 3 号に、(3)、(4)のうち統括名要望書について及び(5)のうち 3 件については同条第 3 号に各該当する不当労働行為であると判断し、会社に対し、誠実団交応諾及び文書手交を命じ、その他の申立

てを棄却したところ、会社はこれを不服として再審査を申し立てた。

Ⅲ 命令の概要

1 主文

本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

(1) 団交申入れに対する会社の対応について

会社は、組合に、「駐車監視員はみなし公務員であり、警察は地方公務員法等により労働三権が認められていない。」と回答し、団交に応じる前提条件として駐車監視員に労働三権が認められるとする具体的根拠を示すよう求めているが、上記回答自体、駐車監視員の労働三権が制限される根拠を何ら示しておらず、団交拒否の正当理由とはなり得ない。さらに、会社は、団交を開催する旨回答した後も、組合に対し、基本日給の引上げを求める具体的根拠を事前に提示するよう要求し、「団交当日に説明する」旨回答されたことを理由に、団交日時連絡をせずに開催を引き延ばすなどしており、誠意をもって組合の団交申入れに対処したとはいえない。よって、組合の団交申入れに対する会社の対応は、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たる。

(2) 団交における会社の対応について

会社は、団交において、組合の要求事項のうち、組合事務所の貸与及び組合掲示板の設置について、これらにより生じる支障等、要求に応じられない理由を十分に説明したとはいえず、また、基本日給の引上げについても、要求に応じられない具体的な根拠を示したとはいえず、かかる会社の対応は不誠実団交であり、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たる。さらに、会社は、組合のD副執行委員長を団交から排除しようとする発言を繰り返しており、こうした団交における一連の会社の対応は、会社の反組合的意図を体現したものと見えることから、同条第3号の支配介入にも当たる。

(3) 代表取締役らの発言について

組合の会社における分会が結成されて間もない平成22年4月6日から16日にかけて、A社長、B常務及びC統括責任者らが、駐車監視員ら従業員に対し、労働組合を否定的にみる、あるいは非難する内容の文書を配付してその一部を読み上げたり、労働組合活動を非難する内容の発言をしたりしたことは、いずれも会社の行為であり、駐車監視員の組合加入に対して威嚇的效果を有するものであって、労組法第7条第3号の支配介入に当たる。

(4) C統括責任者名義の要望書が配付され、駐車監視員が記名押印を求められたことについて

会社は、C統括責任者が、外部組合である組合の要求には一切応じないことなどを記載した要望書を作成し、駐車監視員に対し記名押印を求めることを容認するだけでなく、組合に関する情報を提供するなど積極的に関与していたとみられるから、上記行為は、会社の行為であると認められる。駐車監視員に上記内容の統括名要望書への記名押印を求めたことは、組合活動を非難し、組合の弱体化を意図したもので、労組法第7条第3号の支配介入に当たる。

(5) B常務が「労働組合との交渉経過について」と題した文書のうち3件の文書を全ての待機所にファクシミリで送付したことについて

B常務は監視事業部長として統括責任者及び駐車監視員の人事管理及び評価を行う立場であり、その見解が駐車監視員に少なからぬ影響を与える効果が生じることは会社も認容していたとみることができる。B常務が送付した3件の文書には、組合が違法・不当な要求を行っている、あるいは、組合の情宣活動により駐車監視員の地位の低下にもつながりかねないとの印象を与える記載があり、B常務がこれらの3件の文書を全ての待機所にファクシミリで送付したことは、組合活動を阻害するもので、労組法第7条第3号の支配介入に当たる。

【参考】

初審救済申立日 平成22年4月21日 (大阪府労委平成22年(不)第21号)

平成22年9月6日 (大阪府労委平成22年(不)第53号)

初審命令交付日 平成23年10月31日

再審査申立日 平成23年11月10日